

ふじ総合法律会計事務所  
両立支援に対する行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年12月1日～2026年11月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

2023年12月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

2023年12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の社員のために相談窓口を設置する。

<対策>

2023年12月～ 相談窓口の設置について検討

2024年1月～ 相談員の研修

2024年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知